

「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における
多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」
の実施状況と今後の対策の方向性について（案）

令和 8 年 8 月 24 日

ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議

I. 基本方針の実行について

- ① 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の廃炉を着実に進め、福島の復興を実現するためには、ALPS 処理水¹の処分は決して先送りできない課題であり、令和 3 年 4 月 13 日、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議で決定された「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）において、福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策を安全かつ着実に進めていくため、各種法令等を遵守するとともに、風評影響を最大限抑制する対応を徹底することを前提に、ALPS 処理水の処分を行うこととした。
- ② ALPS 処理水の処分方法としては、各国の放射線防護基準において広く参照されている国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告に沿って従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能な点を評価し、海洋放出を選択した。また、東京電力は、海洋放出を実際に行う前に、その詳細な計画や必要な設備等の設置について、原子力規制委員会の認可を得た上で、海洋放出を実施することとし、政府は東京電力に対し、2 年程度後に ALPS 処理水の海洋放出を開始することを目途に、具体的な放出設備の設置等の準備を進めることを求めた。
- ③ なお、公衆や周辺環境の安全を確保するため、海洋放出は、東京電力が ICRP の勧告に沿って定められている規制基準を厳格に遵守するとの前提の下、国際慣行に沿った形で実施することとしている。その際、関連する国際法や国際慣行を踏まえた措置を講じることとしている。
- ④ また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う、水産業を始めとした関係者における特有の課題を幅広く継続的に確認し、必要な対策を検討するための枠組みとして、新たに「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議」（以下「ALPS 関係閣僚等会議」という。）を設置し、令和 3 年 4 月 16 日に第 1 回の会議を開催して以降、同会議のもと、必要な対策について検討するとともに、政府一丸となって、対策の実行に取り組んできた。
- ⑤ さらに、海洋放出を国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が定めた国際安全基準に従って実施することを確保するため、IAEA のレビューを受けることとした。

¹ 多核種除去設備等により、トリチウム以外の放射性物質について安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。

- ⑥ 令和5年1月13日に開催した第5回ALPS関係閣僚等会議においては、安全確保と風評対策のために必要な具体策のメニューは概ね出揃ってきているとの認識の下、海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は、令和5年春から夏頃を見込むと示した。
- ⑦ その後も、安全確保、風評対策・なりわい継続支援策の実効性を上げるべく、各対策を進めるとともに、対策内容等について繰り返し説明・対話を重ね、理解醸成活動に注力してきた。
- ⑧ 令和5年8月22日、第6回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議及び第6回ALPS関係閣僚等会議において、その時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS処理水の処分に伴う風評影響の懸念やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後、IAEAによる継続したレビューへの対応や、強化・拡充したモニタリングの実施及び測定結果の分かりやすい情報発信、三陸・常磐ものの魅力発信や消費拡大に向けた取組、漁業者を始めとする方々のなりわい継続支援等、これらの対応に政府としてALPS処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むこととした。また、このため、漁業者とのフォローアップ体制を構築することとした。
- ⑨ これらを踏まえ、令和5年8月24日に海洋放出を開始し、これまでに22回の放出を計画通り行ってきた。これまでのモニタリング結果から、トリチウム濃度は十分低い水準であり人や環境への影響がなく、安全であることが確認されている。
- ⑩ ALPS処理水の海洋放出を開始して約3年が経過したことを踏まえ、Ⅱ．に記載のとおり、安全確保、風評対策・なりわい継続等に係る取組について、この一年の取組の実施状況を総括し、Ⅲ．に記載のとおり現状の評価をした上で、Ⅳ．に記載のとおり今後の対策の方向性を示す。

II. 安全確保、風評対策・なりわい継続等に係る主な実施状況について

1. 風評を生じさせないための安全確保／国内・国際社会に対する説明・情報発信の取組

- ① 令和5年8月の海洋放出開始後、ALPS処理水の取扱いに関する安全性を確認するために、IAEAはレビューを実施しており、昨年（令和7年）の本関係閣僚等会議以降にも、令和7年12月と令和8年5月の2回実施した。レビューを行うIAEAタスクフォースは、原子力分野の専門機関であるIAEAの職員及び国際専門家から構成され、日本政府関係者や東京電力との間で技術的事項を議論するとともに、

東京電力福島第一原発を実際に訪問し、放出設備等を確認した。IAEAにより、令和7年9月と令和8年4月にレビューミッションの結果をまとめた報告書が公表されており、引き続き「関連する国際安全基準の要求事項と合致しない点も確認されなかった」ことが明記され、海洋放出が安全に行われていることが確認された。また、IAEAの職員が東京電力福島第一原発に常駐し、オンサイトでの独立した分析を実施している。

- ② 東京電力は、安全に係る法令等を遵守し、適切にALPS処理水の海洋放出を行っており、原子力規制委員会は、海洋放出設備が使用開始後も認可した実施計画に基づいて必要な性能を有していること及び設備の運用が適切に行われていることを継続して確認している。
- ③ 国・東京電力等がモニタリングを実施し、ALPS処理水の海洋放出の前後で、海水や魚類等の放射性物質濃度に大きな変化が発生していないか確認した。モニタリングの結果やIAEAの評価から、ALPS処理水の海洋放出は人や環境への影響がなく、安全であることが確認されている。
- ④ 東京電力の「包括的海域モニタリング閲覧システム（ORBS）」において、各機関による海水・魚類・海藻類のモニタリングデータを地図上に集約し、一元的に閲覧できるようにし、日本語・英語・中国語（簡体字・台湾繁体字・香港繁体字）・韓国語版で公開している。経済産業省の「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」において、ALPS処理水に係るモニタリングについて結果が一目でわかるマーク形式で表示するページを日本語・英語版で公開している。また、環境省の「ALPS処理水に係る海域モニタリング情報」内における各機関のモニタリング結果をマップ形式で表示したページを日本語・英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語版で公開しているほか、原子力規制庁の「東日本大震災以降の環境放射線モニタリング情報」のページ（日本語・英語）において、期間や測定対象などで横断的に検索し、グラフやファイル一覧を表示できる検索機能を提供している。
- ⑤ ALPS処理水の海洋放出の安全性やモニタリング結果等について、新聞やWeb広告等の媒体を用いた広報活動を実施するとともに、説明・意見交換を継続し、国際会議の場での情報発信、在京外交団や海外の報道機関への情報提供等を実施するなど、国内外に向けた科学的根拠に基づく、透明性の高い丁寧な情報発信を実施した。
- ⑥ 令和6年9月、日本とIAEAは、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で従来のモニタリングを拡充することで一致した。令和6年10月より、IAEAの枠組みの下での

追加的モニタリングが10回実施され、中国を含む参加国の分析機関が参加した。これまでに IAEA から公表された報告書はいずれも、各参加分析機関から報告された測定結果は、「計画されたとおりの ALPS 処理水の海洋放出が人及び環境に与える放射線影響は無視できるほど」とする 2023 年 7 月公表の IAEA 包括報告書の結論と整合している旨が確認されている。

- ⑦ また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う一部の国・地域による科学的根拠に基づかない日本産水産物の輸入規制の撤廃を求め、首脳間のやりとりを含め政府一丸となった働きかけを実施してきた。とりわけ、中国との間では、令和 6 年 9 月に、ALPS 処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。追加的モニタリングの実施に加え、日中当局間の協議を重ねてきた結果、令和 7 年 5 月末に日中双方が中国向け輸出再開のために必要な技術的要件に合意し、同年 6 月末に中国政府が日本の一部地域（37 道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出した。今後とも「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが重要である。なお、ALPS 処理水の海洋放出に伴う規制ではないが、令和 7 年 11 月、台湾は福島第一原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃した。

2. 風評に打ち勝ち、安心してなりわいを継続・拡大するための取組

- ① 令和 6 年度予算において、生産性向上や担い手確保のための支援等、被災地を始めとする水産業の支援策を拡充・強化するとともに、将来にわたり安心してなりわいが継続できるよう支援に取り組んだ。また、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の 500 億円の基金について、全国や各地域の漁業者団体等への説明会を実施し、これまでに全国で 766 件の交付決定を実施した（令和 8 年 8 月 21 日時点）。
- ② より多くの方に三陸・常磐ものの魅力を知ってもらうため、令和 4 年 10 月に開始した「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」では、令和 8 年 2 月から全国のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、外食チェーン、EC 食品宅配サービスと連携した「三陸常磐食べようフェア 2026」を展開する等、三陸・常磐ものの魅力発信・消費拡大に取り組んだ。
- ③ 令和 4 年 12 月に消費拡大を図るべく立ち上げた官民連携の枠組みである「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」には、現在 1,400 者を超える企業等が参加

しており、こうした参加企業等に消費を呼びかけるとともに、第5弾（令和7年11月）となる「三陸・常磐ウィークス」期間において、約38万食の弁当及び社食等が提供された。

- ④ 食品関係の加工・卸・小売・流通事業者等向けに、ALPS処理水に関する安全対策・風評対策に関する最近の動向を毎月周知し、福島県及び近隣県の製品の魅力発信・消費拡大に向けた官民の取組や消費者の反応について、きめ細かく情報提供を実施した。
- ⑤ 中小企業支援策や観光支援策について、より効果的・効率的に活用いただけるよう、三陸・常磐地域において事業内容の説明や個別相談等のきめ細かな対応を実施した。独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、よろず支援拠点及び公益社団法人福島相双復興推進機構等を通じて、個別事業者等の要望を踏まえた施策活用に向けた支援を実施した。
- ⑥ 被災地における観光誘客促進・交流人口拡大支援について、ブルーツーリズム推進支援事業による支援等を通じた観光需要創出に取り組んだ。また、「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、浜通り地域等15市町村のヨコ連携による広域コンテンツの創出等を目的とした広域マーケティング事業への支援や、ツール・ド・ふくしまにおけるエイドステーションでの地元特産品の提供支援等を実施した。
- ⑦ また、全国の中小企業者等の相談に対応するため、中小機構やJETROに特別相談窓口を設置した。また、セーフティネット対策として、令和3年度補正予算において措置した300億円の需要対策基金に加え、令和6年度補正予算及び令和7年度予備費を合わせて90億円措置し、水産物の販路拡大や一時的な買取・保管の支援、国内加工体制強化に向けた支援等を実施した。例えば、これまで国内販路拡大への取組について71件、一時買取・保管等の取組について102件、出荷調整への支援について21件の交付決定を実施した。一部の国・地域による輸入規制措置の影響を受けた国内でのホタテ等の加工体制の強化に向けて、機器導入63件と人材活用11件を支援するとともに、輸出拠点となる加工工場建設2件を支援した。代替販路開拓に向け、JETRO・日本食品海外プロモーションセンター（JF00D0）を通じ、国内外での日本産水産物のPRイベントや商談イベント等の支援を実施した。国内外で実施した商談には、海外バイヤーや日本の水産・加工業者が多数参加し、成約まで至った案件も数多く見られた。また、代替加工先発掘のため、ベトナム及びメキシコへのミッション派遣を実施した。

- ⑧ それでもなお発生する損害に対しては、被害の実態に見合った必要十分な賠償を迅速かつ適切に実施するよう東京電力を指導した。また、東京電力は地域や業種の実情に応じた賠償を実現できるよう、引き続き、関係団体等からの意見を伺いながら調整を進め、損害額の算定方法等を具体化し、約 1,200 件、約 968 億円の賠償を実施した（令和 8 年 8 月 12 日時点）。

3. 将来技術（汚染水発生量抑制、トリチウム分離等）の継続的な追求

- ① 汚染水発生量は、雨水の浸透防止のための敷地舗装、地下水を汚染源に近づけないための凍土壁の設置やサブドレンによる地下水汲み上げ、建屋間の隙間にある配管等の貫通部の止水（建屋間ギャップ端部止水）等の重層的な対策により、令和 7 年度に約 60 m³/日（対策実施前の 1/9 程度）を達成した。
- ② 東京電力によるトリチウム分離技術の公募においては、第 1 期～第 11 期公募のうち 10 件についてフィージビリティスタディを開始する等、実用化に向けた検討を実施した。国としても、文献等の確認や東京電力の技術公募を通じた国内外の最新の動向を確認した。

Ⅲ. 現状の評価

- ① ALPS 処理水は計画通り放出されており、これまでのモニタリングの結果や IAEA の評価から、引き続き、海洋放出が安全に行われていることが確認されている。
- ② 一部の国・地域による輸入規制措置による影響を除き、魚価の大幅な低下などの風評影響が生じているという声は聞かれていない。
- ③ また、輸入規制強化等による影響の大きかったホタテについては、2025 年に処理水放出前の 2022 年の輸出額水準まで回復。2025 年のホタテの輸出量については、2022 年の輸出量の約 7 割（原貝ベース）。
- ④ 一方で、一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制措置は継続しており、対処の必要がある。中国は、令和 7 年 6 月に日本の一部地域（37 道府県）の水産物の輸入を回復する公告を発出しており、今後とも「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが重要である。
- ⑤ また、長期にわたる ALPS 処理水の放出による漁業の将来への不安・懸念を払拭するため、引き続き、対策を実施する必要がある。

IV. 今後の対策の方向性

- ① これまでの本関係閣僚等会議において確認した「政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはない。①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施する。
- ② 引き続き、安全確保に万全を期し、IAEA による評価も含め、国内外に向けて科学的知見に基づき、透明性高くわかりやすい情報発信に努めていく。
- ③ 一部の国・地域による科学的根拠に基づかない輸入規制等について、あらゆる機会をとらえて撤廃を強く求めていく。中国に対しては、2024 年 9 月に日中両政府で発表した「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが何より重要であり、引き続き日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、水産物の輸出の円滑化を働きかけるとともに、残された 10 都県産水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。
- ④ 引き続き、輸入規制等の影響を大きく受けた日本産水産物について、三陸・常磐ものの魅力発信を含む国内消費拡大や、海外販路開拓等の必要な対策を実施する。
- ⑤ 我が国漁業のなりわい、事業を活力ある形で、子や孫の世代まで持続的に引き継いでいけるよう、基金の執行状況を踏まえつつ、ALPS 処理水放出の影響を受ける漁業者を取り巻く状況等に応じた国内生産持続のために必要な対策を引き続き実施する。